

平成30年度第1回 自動車検査員教習修了試問  
( 問題用紙・解答選択用紙 )

【注意事項】

1. 配付されるものは、問題用紙・解答選択用紙、答案用紙の2種類で、問題用紙・解答選択用紙は両面印刷になっています。  
解答選択用紙は、問題用紙の最後に綴じてありますので、試験の際は、見易いように綴りから外してかまいません。
  2. 答案用紙の所定の欄には、県名、受験番号、氏名及び生年月日を記入してください。答案用紙に氏名等の記入がないと、失格になる場合があります。
  3. 答案用紙には、要求されている以外のものを記入すると減点されることがあります。
  4. 試験が終了したときは、机の上に答案用紙を置き、問題用紙・解答選択用紙を持って退席してください。答案用紙を持って退室すると失格となります。
  5. 問題用紙・解答選択用紙の余白は、計算のために使用してかまいません。
  6. カンニング等の不正行為は絶対に行わないこと。不正行為が確認された場合は、失格となります。
  7. 携帯電話等の電子通信機器の電源は切ってください。携帯電話等の電子通信機器を使用した場合は、不正行為と見なし失格となります。
-

問題1 次の各々の文章は、道路運送車両法に規定されている事項に関して述べたものです。【 】の中にあてはまる条文の適切な数値又は字句を、解答選択用紙「問題1」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の【 ① 】並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の【 ② 】の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって【 ③ 】以外のものをいう。
3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び【 ④ 】並びに原動機の【 ⑤ 】及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
4. 自動車は、交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の【 ⑥ 】に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ運行の用に供してはならない。
5. 何人も、自動車の【 ⑦ 】又は原動機の型式の【 ⑧ 】を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は第32条（職権による打刻等）の規定による命令を受けたときは、この限りでない。
6. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の【 ⑨ 】に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。
7. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣が行う【 ⑩ 】を受けなければならない。

8. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から【 ⑪ 】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。
9. 自動車分解整備事業者を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う【 ⑫ 】ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。
10. 分解整備記録簿は、その記載の日から【 ⑬ 】年間保存しなければならない。
11. 自動車分解整備事業者は、当該事業場に関し、第80条第1項第1号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び【 ⑭ 】を確保しなければならない。
12. 地方運輸局長は、自動車分解整備事業者の申請により、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について第94条第1項（優良自動車整備事業者の認定）の国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定を【 ⑮ 】。

問題2 次の1から10について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 自動車の使用者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
2. 保安基準は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならない。かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであってはならない。
3. 車両総重量8トン以上の自家用自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間である。

4. 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項について変更があったときは、その効力を失う。
5. 分解整備記録簿には、分解整備時の総走行距離を記載しなくてもよい。
6. 平成24年に製作された総排気量が1.49リットルの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ4.29メートル、幅1.73メートル、高さ1.55メートルの自動車の種別は、小型自動車である。
7. 動力伝達装置のデファレンシャルを取り外して行う整備又は改造は、分解整備に該当する。
8. 封印の取り付けは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の右側の取り付け箇所に行うものとする。
9. 自動車検査証の有効期間が満了する日が平成31年8月21日までの普通貨物自動車について、自動車の長さの変更のみに係る構造等変更検査を平成31年8月17日に受けた場合、交付される自動車検査証の有効期間が満了する日は平成32年8月16日である。
10. 自動車分解整備事業者は、他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

問題3-1 次の表は、自動車の種別に対応した定期点検の点検時期を記載したものです。番号1から番号5について、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

番号	自動車の種別	点検時期
1	車両総重量8トン未満の特種用途の自家用小型自動車	1年ごと
2	乗車定員10人以下の乗用の小型自動車のレンタカー	3月ごと
3	小型二輪自動車	1年ごと
4	乗車定員11人以上の自家用バス	3月ごと
5	特種用途の自家用検査対象軽自動車	1年ごと

問題3-2 次の1から5について、「自動車点検基準」に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限り、走行装置「ホイール」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の点検は、12月ごとに行わなければならない。
2. 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、制動装置「ブレーキ・ペダル」の「ブレーキの効き具合」の点検は、12月ごとに行わなければならない。
3. 別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）において、制動装置「ホース及びパイプ」の「漏れ、損傷及び取付状態」の点検は、6月ごとに行わなければならない。
4. 別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、電気装置「点火装置」の「点火プラグの状態」の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。
5. 別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、制動装置「ブレーキ・ディスク及びパッド」の「ディスクとパッドとのすき間」の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1万キロメートルの自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

問題4 次の各々の文章は、道路運送車両法及び関係法令等に関して述べたものです。

【 〃 】の中にあてはまる適切な数値又は字句を、解答選択用紙「問題4」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、【 ① 】を選任しなければならない。
2. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により【 ② 】し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な【 ③ 】をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を【 ④ 】に交付しなければならない。

3. 法第94条の2第1項の指定を受けた者（指定自動車整備事業者）は、同項の設備（自動車の検査の設備を含む）、技術及び管理組織を同条第1項に規定する基準に適合するように【 ⑤ 】しなければならない。
4. 指定自動車整備事業者は、【 ⑥ 】を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、法第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
  - (2) 点検及び整備並びに検査の概要
  - (3) 【 ⑦ 】の年月日
  - (4) 自動車検査員の氏名
  - (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
  - (6) 依頼者の氏名又は名称及び住所
5. 自動車検査員その他法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の【 ⑧ 】の適用については、法令により【 ⑨ 】に従事する職員とみなす。
6. 自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号の整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技能検定のみ合格している者を除く。）として【 ⑩ 】年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、【 ⑪ 】月上）の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの
  - (2) 以下（略）
- 
7. 法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【 ⑫ 】することにより行う。
8. 法第16条第1項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合には、交付する保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「【 ⑬ 】」欄に記載しないこと。

9. 指定自動車整備事業者は、指定自動車整備事業規則第2条第1項第2号の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から【 ⑭ 】年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者が行う校正を受けるものとする。
10. 自動車は、自動車損害賠償責任保険【 ⑮ 】を備えなければ、運行の用に供してはならない。

問題5 次の1から15について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 指定自動車整備事業場において指定を受けている対象とする自動車の種類が、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、軽自動車の事業場は、最大積載量が2,750kgの自家用普通貨物自動車の指定整備ができる。
2. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から30日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
3. 車体の形状が「バン」であって最大積載量が750kgの貨物運送用の普通自動車の新規検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があった場合には、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
4. 有効な保安基準適合標章を自動車の前面に見易いように表示しているときは、「自動車検査証を備付け、かつ、検査標章を表示」しなくても、運行することができる。
5. 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることができない。ただし、同一の指定自動車整備事業者の他の事業場で、位置その他について国土交通省令で定める要件を備えるものについては、この限りでない。
6. 事業用貨物自動車の指定整備記録簿の保存期間は、その記載の日から1年間である。
7. 保安基準適合証に「最終の検査申請日」を記載した場合、保安基準適合証の有効期間は、その記載した「最終の検査申請日」までとなる。
8. 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれがある部分」とは、指定自動車整備事業規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまで保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分(自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。)をいう。

9. 自動車検査員は、継続検査の完成検査を行う際、自動車登録番号標について確認を行う必要はない。
10. 事業場管理責任者は、従業員に対する整備技術の教育及び設備機器の管理に関する責務を負うものとする。
11. 自動車検査員は、指定整備において当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし「点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業」は行って差し支えないため、前照灯の照射方向の調整はできるが、タイヤの空気圧の調整はできない。
12. 自動車工が8人の指定自動車整備事業場においては、自動車整備士技能検定規則に基づく自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の資格を有する者は2人いればよい。
13. 自動車検査員が行う完成検査において、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器を用いて行う検査は、点検及び整備を行うための作業場である屋内現車作業場で実施して差し支えない。
14. 保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に記載された「最終の検査申請日」において、記入されるべき自動車検査証有効期間と保険期間が重複しないときは、法第94条の8第1項第5号（自動車損害賠償保障法第9条第7項の規定に違反したとき。）の違反となる。
15. 他の認証工場から指定整備（継続検査）の依頼を受けた自動車について、他の認証工場において確実に点検整備が行われたことを分解整備記録簿で確認できたことから完成検査のみを実施し保安基準適合証を交付した。

問題6 次の1から10について、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」（依命通達及び細部取扱い）に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 「恒久的取付方法」とは、工具を用いて着脱できる取付方法をいう。
2. 「簡易な取付方法」とは、手で容易に着脱できる取付方法をいう。
3. 「指定外部品」とは、指定部品以外の自動車部品をいう。
4. 緩衝装置でコイル・スプリング及びショック・アブソーバは指定部品であるが、ストラット及びストラット・タワー・バーは指定外部品である。

5. ナンバー取付ステー及び任意灯火器類は、指定部品である。
6. 自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）への適合性については、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合しているかを判断する。
7. 継続検査の依頼があった普通乗用自動車について、同一性を確認すると車両の後部に「ラダー（はしご）」がボルト・ナットにより装着されており、当該自動車の全長が自動車検査証の記載と10cm相違していた。自動車検査員は、長さが自動車検査証の記載事項に変更があったときに該当しないと判断した。
8. 指定部品を恒久的取付方法により装着した状態の長さ、幅又は高さについては、自動車検査証に記載されている値に対して、長さ±4cm、幅±2cm、高さ±3cmの範囲内であれば、自動車検査証の記載事項に変更があったときに該当しない。
9. 指定自動車整備事業者に新規検査の依頼があった小型乗用自動車について、「ナンバー取付ステー」が装着されており、自動車の長さが登録識別情報等通知書に記載されている値と比べると2cm長くなっていた。自動車検査員は、自動車の長さについて自動車登録ファイルに記載されている構造等に関する事項と同一であると判断し、保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。
10. 小型貨物自動車の荷台の内側に鉄板を溶接し補強した結果、当該自動車の車両重量が自動車検査証に記載されている値と比べると30kg重くなった。この場合、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項の変更について、国土交通大臣の行う自動車検査証の記入を受けなければならない。

問題7 次の図及び表1の諸元の小型貨物自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に基づき表2中の①～⑮に入る適切な数値を解答選択用紙「問題7」の選択欄から1つ選び(2回以上の選択可)、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

※1 計算結果は全て小数点以下を切り捨てること。

※2 ①～⑮は末尾を2捨3入又は7捨8入により0又は5に丸めること。

図

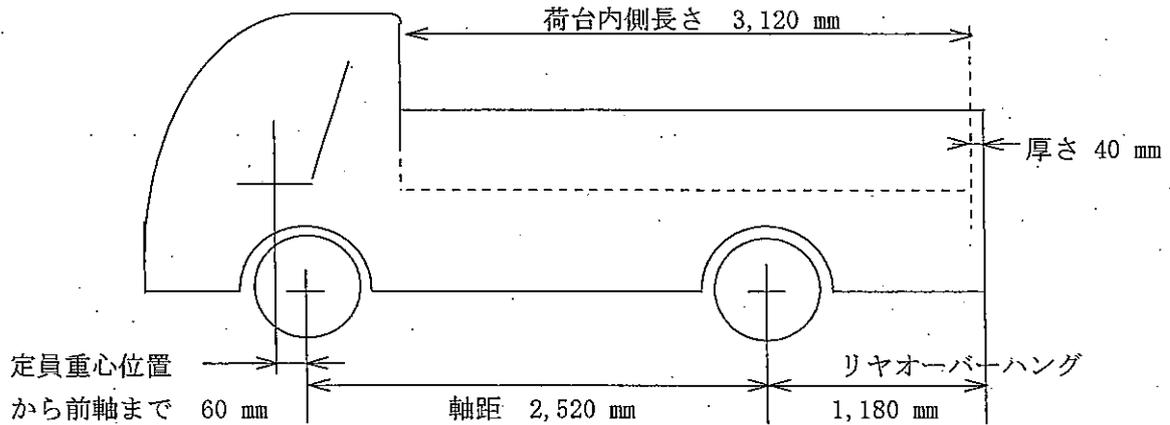


表1 [諸元]

種別・用途	小型・貨物	タイヤサイズ	195/75R15 109/107 LT(全ての車輪)	
車体の形状	キャブオーバ	タイヤ負荷能力	前輪(シングル)	1,030 kg
車両重量	前軸	(1本あたり)	後輪(ダブル)	975 kg
	後軸		前軸	2,400 kg
乗車定員	2人	許容限度	後軸	4,400 kg
最大積載量	2,000 kg		車両総重量	4,990 kg
			最高速度	120 km/h

表2

	後軸オフセット	前軸	後軸	計
車両重量		1,440kg	870 kg	【 ① 】 kg
乗車人員	【 ② 】 mm	【 ③ 】 kg	【 ④ 】 kg	【 ⑤ 】 kg
最大積載量	【 ⑥ 】 mm	【 ⑦ 】 kg	【 ⑧ 】 kg	2,000 kg
車両総重量		【 ⑨ 】 kg	【 ⑩ 】 kg	【 ⑪ 】 kg
積車時タイヤ負荷率		【 ⑫ 】 %	【 ⑬ 】 %	
この自動車の空車時及び積車時におけるかじ取り車輪の接地部にかかる荷重の総和は、それぞれ車両重量の【 ⑭ 】%、車両総重量の【 ⑮ 】%である。				

問題8 表1の諸元の自動車について、ブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ表2のとおりであった。この結果から、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に基づき表3中の①～⑩には適切な数値を、a～eには合否の判定結果を解答選択用紙「問題8」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

※1 計算値の①、③については、小数点第3位以下の数を切り上げ、小数点第2位までとすること。また、⑤、⑦、⑨については、小数点第3位以下の数を切り捨て、小数点第2位までとすること。

※2 ブレーキ・テストのローラは乾燥している状態であり、ローラ上では車輪はロックしなかった。

表1 [諸元]

最高速度	180 km/h	
車両重量	前軸	1,120 kg
	後軸	810 kg
乗車定員	7人	

表2

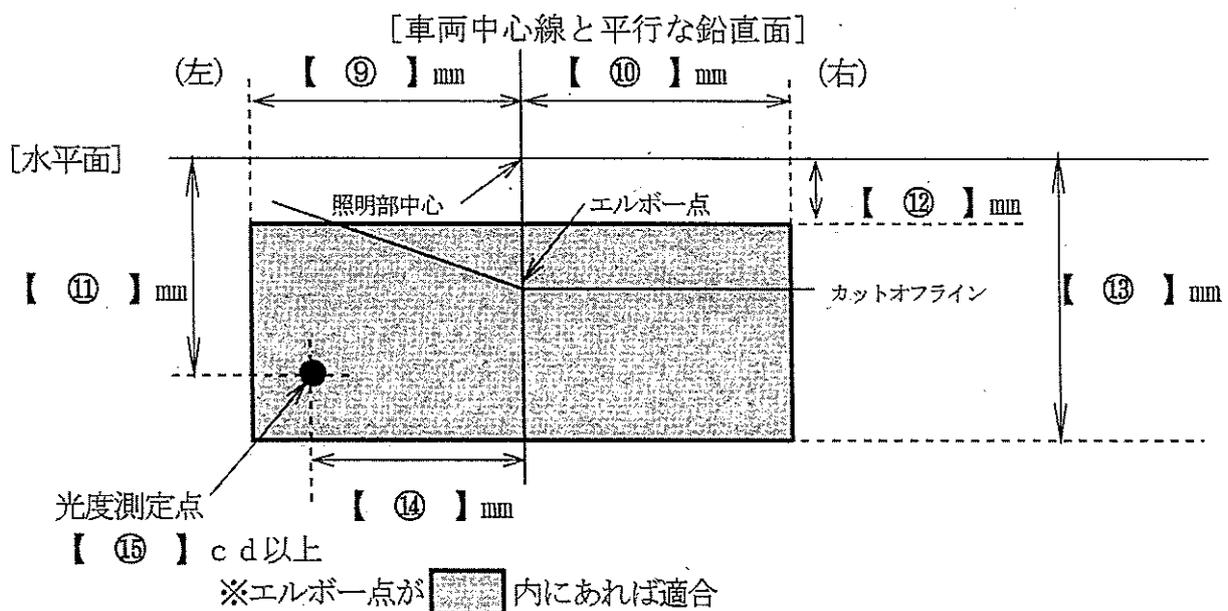
主制動力	前輪	右	4,070 N
		左	4,290 N
	後輪	右	300 N
		左	950 N
駐車ブレーキの制動力	右	1,490 N	
	左	2,410 N	

表3

	計算値	判定根拠数値	合否の判定
主制動力	左右の前車輪の制動力の差を検査時車両状態における前車軸の軸重で除した値 【 ① 】 N/kg	【 ② 】 N/kg	【 a 】
	左右の後車輪の制動力の差を検査時車両状態における後車軸の軸重で除した値 【 ③ 】 N/kg	【 ④ 】 N/kg	【 b 】
	後車軸にかかわる制動力の和を検査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値 【 ⑤ 】 N/kg	【 ⑥ 】 N/kg	【 c 】
	制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値 【 ⑦ 】 N/kg	【 ⑧ 】 N/kg	【 d 】
駐車ブレーキの制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値 【 ⑨ 】 N/kg	【 ⑩ 】 N/kg	【 e 】	

問題9 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に関して述べたものです。【 】の中にあてはまる適切な数値又は字句を、解答選択用紙「問題9」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

- 平成21年に製作された貨物自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（リヤ・オーバーハング）は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の【 ① 】分の1（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては【 ② 】分の2、その他の自動車のうち【 ③ 】自動車にあっては20分の【 ④ 】）以下であること。
- 平成13年9月に製作された車両総重量7 t未満の普通貨物自動車（けん引自動車を除く）の後面に備える突入防止装置の長さは、これを備える自動車の幅の【 ⑤ 】%以上であり、かつ、空車状態において突入防止装置の下縁の高さが地上【 ⑥ 】mm以下、平面部と地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の后端との水平距離が600mm以下となるように取り付けなければならない。
- 平成24年10月に製作された貨物の運送の用に供する車両総重量が8 t以上の普通自動車に備える巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上【 ⑦ 】mm以下、その上縁の高さが地上【 ⑧ 】mm以上となるように取り付けられていること。
- 平成23年8月に製作された小型乗用自動車のカットオフを有するすれ違い用前照灯（照明部の中心の高さが0.6m）を、自動計測式以外の前照灯試験機（すれ違い用）を用いて計測する場合の前方10mの位置における計測値の判定基準。



問題10 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に関して述べたものです。【 】の中にあてはまる適切な数値又は字句を、解答選択用紙「問題10」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. 自動車は、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【 ① 】m（セミトレーラのうち自動車検査証の備考欄に「保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合」と記載されているものにあつては、13m）、幅【 ② 】m、高さ【 ③ 】mを超えてはならない。
2. 保安基準第8条第4項で定める速度抑制装置は、自動車が【 ④ 】キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3. 平成26年に製作された四輪の小型自動車のかじ取車輪について、サイドスリップ・テストを用いて計測した場合、横すべり量は走行1mについて【 ⑤ 】mmを超えてはならない。ただし、自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横すべり量の範囲内にある場合にあつては、この限りではない。
4. 平成21年5月に製作された最高速度140km/hの小型貨物自動車は、当該自動車の速度計が40km/hを指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が【 ⑥ 】km/h以上【 ⑦ 】km/h以下の範囲にあること。
5. 平成23年に製作された乗車定員が7人であつて車両総重量が2,580kgの右ハンドルの普通乗用自動車には、運転者が運転者席において高さ【 ⑧ 】m、直径【 ⑨ 】cmの円柱であつて、当該自動車の前面から【 ⑩ 】m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面から【 ⑪ 】mの距離にある鉛直面と当該自動車の間に入り、かつ当該自動車に接しているものを確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。
6. 平成21年排出ガス規制に適合するガス記号「LAE-」のガソリン小型貨物自動車は、アイドリング時（原動機を無負荷運転している状態）における排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値が【 ⑫ 】%以下、炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が【 ⑬ 】ppm以下でなければならない。
7. 平成22年排出ガス規制に適合する排出ガス識別記号「SCF-」の軽油を燃料とする自動車の無負荷急加速時に排出される排気ガスの光吸収係数の測定について、オパシメータにより測定を行ったところ、1回目と2回目の測定値は閾値【 ⑭ 】 $m^{-1}$ を超えていたが、3回の測定値を平均した値は規制値【 ⑮ 】 $m^{-1}$ を超えていなかったため、当該自動車の光吸収係数規制は適合とした。

問題11 次の1～15について、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に照らして、適合するもの又は正しいものには○を、適合しないもの又は正しくないものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 貨物の運送の用に供する普通自動車の屋根の上に、緊急自動車の警光灯の形状に類似した灯火が備えられていたが、外部から視認できないようにカバーで覆われていたため適合と判断した。
2. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて13m以下でなければならない。
3. 軸距2.4mの小型乗用自動車（乗車定員5人）を最低地上高が低くなるような改造が行われていたため、最低地上高を測定したところ、軸距間に位置する排気管の下端部分が最も低く、地上高8.9cmであった。当該自動車にアンダーカバー等は装着されていないことから、当該自動車の最低地上高の基準は9cmが適用されるので、測定値の1cm未満を四捨五入し、保安基準に適合と判断した。
4. 車両総重量2,850kg、最大積載量500kgである普通貨物自動車に装着された軽合金製ディスクホイールについて、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマークが刻印されており、損傷がなかったため堅ろうであると判断した。
5. 普通乗用自動車（最高速度130km/h）のタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットホーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）の深さを全周にわたり測定したところ、最大値が1.9mmで最小値が1.5mmであったので適合と判断した。
6. 平成8年5月に製作された乗車定員が5人の普通乗用自動車には、運転者席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えなければならない。
7. 平成27年に製作された車両総重量27,990kgの被牽引自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と $45 \pm 5^\circ$ の角度をなす縞模様であり、かつ、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅が $100 \pm 2.5$ mmであること。
8. 平成25年に製作された車両総重量9,495kgの普通貨物自動車の突入防止装置の取付高さについて、空車状態における下縁の全ての位置の高さを測定したところ、地上500mmであったので適合と判断した。

9. 平成17年排出ガス規制に適合するガス記号「DBAー」の4サイクルガソリンの四輪乗用軽自動車は、アイドリング時（原動機を無負荷運転している状態）における排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値が2%以下、炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が500ppm以下でなければならない。
10. 平成21年排出ガス規制に適合する識別記号「LDFー」の軽油を燃料とする小型貨物自動車について、自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されていないため、黒煙測定器により排出ガスの検査を実施した。
11. 平成12年に製作された二輪の小型自動車について、走行用前照灯の検査を省略し、すれ違い用前照灯の検査を実施した。
12. 保安基準に適合させるために必要とする、前方及び側方の障害物を確認する鏡の支持部が、自動車の外側の表面上に吸盤により取付けられていたため、不確実な取付けであると判断した。
13. 平成22年に製作された普通乗用自動車の後面の両側に備える尾灯について、最外側にあるものの照明部の中心が自動車の最外側から420mm、最外縁が自動車の最外側から370mmであり、照明部の上縁高さが地上900mm、下縁高さが地上840mmであったことから、尾灯の取り付け位置について適合と判断した。
14. 平成25年に製作された車両総重量3,200kgの貨物の運送の用に供する自動車であって、自動車検査証の車体の形状がバンであるものは、補助制動灯を備えなければならない。
15. 自動車検査証の乗車定員欄に「2+12/1.5人」と記載されている幼児専用車には、消火器を備えなければならない。

## 解答選択用紙

○ 問題 1 の選択欄 (2回以上の選択可)

ア. 1	イ. 2	ウ. 3	エ. 15	オ. 30
カ. 種類	キ. 規格	ク. 建物	コ. 打刻	サ. 構造
シ. 型式	ス. 識別	セ. 表示	ソ. 撮影	タ. 顧客
テ. 従業員	ト. 使用者	ナ. 所有者	ニ. 事業場	ネ. 軽車両
ノ. 公共性	ハ. 整備事業	ヒ. 登録番号	フ. 継続検査	ヘ. 予備検査
ホ. 車台番号		ミ. 交通環境		ム. 原動機出力
モ. 環境の保全		ヤ. 最大積載量		ヨ. 原動機付自転車
ラ. することができる		ル. しなければならない		

○ 問題 4 の選択欄 (2回以上の選択可)

ア. 1	イ. 2	ウ. 3	エ. 6	オ. 違反
カ. 維持	キ. 罰則	ク. 整備	コ. 点検	サ. 改造
シ. 検査	ス. 公務	セ. 記名	ソ. 押印	タ. 証明書
テ. 使用者	ト. 依頼者	ナ. 乗車定員	ニ. 保険期間	ネ. 主任技術者
ノ. 自動車検査員		ハ. 車両総重量		ヒ. 証明書の写し
フ. 分解整備記録簿		ヘ. 指定整備記録簿		
ホ. 記名し、及び押印				

○ 問題 7 の選択欄 (2回以上の選択可)

ア. -15	イ. -10	ウ. -5	エ. 0	オ. 20	カ. 41
キ. 42	ク. 62	コ. 64	サ. 65	シ. 89	ス. 90
セ. 91	ソ. 110	タ. 115	テ. 120	ト. 125	ナ. 300
ニ. 335	ネ. 380	ノ. 420	ハ. 1,665	ヒ. 1,700	フ. 1,850
ヘ. 1,885	ホ. 1,895	ミ. 2,310	ム. 2,520	モ. 2,525	ヤ. 2,535
ヨ. 2,570	ラ. 2,580	ル. 4,420	ロ. 4,430		

○ 問題8の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 0.12	イ. 0.19	ウ. 0.20	エ. 0.33	オ. 0.62	カ. 0.76
キ. 0.78	ク. 0.81	コ. 0.87	サ. 0.98	シ. 1.44	ス. 1.54
セ. 1.68	ソ. 1.96	タ. 2.02	テ. 3.92	ト. 4.15	ナ. 4.81
ニ. 4.84	ネ. 4.90	ノ. 4.97	ハ. 合格	ヒ. 不合格	

○ 問題9の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 2	イ. 3	ウ. 4	エ. 5	オ. 11	カ. 20
キ. 30	ク. 50	コ. 60	サ. 110	シ. 120	ス. 150
セ. 170	ソ. 200	タ. 230	テ. 240	ト. 250	ナ. 260
ニ. 270	ネ. 280	ノ. 450	ハ. 550	ヒ. 650	フ. 700
ヘ. 6,100	ホ. 6,400	ミ. 小型	ム. 普通		

○ 問題10の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 0.2	イ. 0.3	ウ. 0.40	エ. 0.50	オ. 0.64	カ. 0.80
キ. 1	ク. 1.2	コ. 1.5	サ. 2	シ. 2.4	ス. 2.5
セ. 3.5	ソ. 3.8	タ. 4.5	テ. 5	ト. 10	ナ. 11
ニ. 12	ネ. 20	ノ. 30	ハ. 31.0	ヒ. 32.0	フ. 42.5
ヘ. 44.4	ホ. 50	ミ. 80	ム. 90	モ. 100	ヤ. 300
ヨ. 500	ラ. 1200	ル. 7800			